

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 入院ベースアップ評価料に関する院内掲示

当院では、勤務する職員の賃金改善を実施するため、厚生労働大臣が定める施設基準に基づき「外来・在宅ベースアップ評価料」、「入院ベースアップ評価料」を算定しています。

※本加算は、医療機関に勤務する職員（医師、看護師、事務職員等）の処遇改善を目的とした診療報酬上の評価です。

ご不明な点などがありましたら職員までご相談ください。
ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和8年6月

医療機関名：社会医療法人青仁会 池田病院
